あすか税理士法人

北海道を拠点に相続・M&Aをサポート

北海道に6拠点を展開。長期的視点で企業が抱える様々な課題を解決へと導く

当社は月次の会計業務から事業承継やM&A、相続、ITコンサルティングやDX支援に至るまで、さまざまな専門分野で企業をサポートしています。

事業承継は、財産の承継だけではありません。私たちは会計業務を通じて、長年、企業を見ておりますので、次期後継者以上に企業を知っていることも多いのです。

幅広い年齢層の税理士や、法学博士税理士、MBA取得税理士、国税出身税理士といった、他社には無い強み・実績がある人材が多数在籍している。

そのため、財産はもちろん、その企業の魅力もきちんとお知らせできるよう心がけています。

また、親族内承継などの場合、近い関係であるがゆえに意見が衝突したりするケースもあります。そのようなときは、私たちが間に入って、直接話しづらい承継後の待遇などの条件面も調整します。これは、その企業と長くお付き合いしているからこそできる当社の強みだと自負しています。

私たちは、企業における『社外パートナー』であることを常に意識しています。高利益が期待できる状況でも目先の節税対策を意識し、利益を出すことに抵抗のある経営者も多いのですが、これはM&A（外部承継）する場合には企業価値が低くなってしまいます。当社は、その企業の将来の事業承継を見据え、長期的な日線で最適な対策をご提案しています。

なお、当社も過去2度のM&Aを経験し現在に至ります。後継者不在の会計事務所を承継させていただき、優秀な人材と以前の当社にはなかったノウハウを吸収し、大きく飛躍できました。M&Aの準備から実行、そしてその後まで。その都度の局面においての困難な問題やその打開策などの実体験からも、リアルなアドバイスができると自負しております。相続・事業承継はもとより、M&Aは早ければ早いほど選択肢が広がります。

『家族信託契約』をお勧めする理由

当社が注力しているサービスの1つに『家族信託契約』があります。最近、よく耳にする家族信託は、資産を保有する人（委託者）が、信頼できる家族（受託者）に資産を預けて、財産や資産承継を行う財産管理方法であり、近年の超高齢社会において大きな問題として挙げられている認知症対策に有効です。

公正証書遺言による財産承継の制度もあるのですが、財産保有者の死亡後でなければ効力がありません。家族信託契約であれば、認知症になった時点から有効になるため、より、柔軟な対応が可能になります。

そのため、当社では、健康なうちから家族信託契約を結ぶことをご提案しており、その数は年々増加しています。不動産をはじめ、多くの資産をお持ちの方は税金対策も可能になります。また、家族信託契約は専門性が高いため、全ての金融機関で対応できるわけではありません。当社では日常的なサービス業務の中で、必要に応じ有益な情報を提供しています。

中野 研（左）
税理士、行政書士、ファイナンシャルプランナー。あすか税理士法人社員、あすか行政書士法人代表社員

齋藤千尋（右）
税理士。あすか税理士法人所属

事務所DATA

代表者氏名	川股修二、加藤知子、米田明広	支所	大通Regalo、大通Forte、新さっぽろ事務所、千歳事務所、苫小牧事務所
設立	1996年8月	URL	https://www.asuka-zeirishi.com/
所属	北海道税理士会	関連法人	あすか行政書士法人 あすか社会保険労務士法人
職員数	71名（有資格者:17名、一般職員54名）		
所在地	北海道札幌市中央区大通西14-1-14 NEO BLD. 2階		
TEL	0120-166-690		